



淡水生物展示場が完成！

「淡水生物展示場」がスタディールーム内に完成しました。

多摩川周辺の淡水に住む身近な生き物を中心に展示しています。

普段なかなか見られない生態を観察することができます。



▲ヤマメ



▲モツゴ

桜が見ごろを迎えます

動物公園では、約 160 本の桜を見ることができます。「はむら花と水のまつり 2013」に協賛して、4 月 7 日(日)は入園料を無料とします。

ぜひ、お越しください。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

第四次 羽村市地域福祉計画の策定

社会福祉法に基づく「第四次羽村市地域福祉計画」を策定しました。

計画期間は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間です。

第三次羽村市地域福祉計画の進捗状況、地域をとりまく状況などの分析や検証を行い、地域福祉の推進を目的として策定しました。

※「第四次羽村市地域福祉計画」は、市役所 1 階 社会福祉課窓口・市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 社会福祉課庶務係 ☎ 112

宮城県女川町からの 災害廃棄物受入れを終了

平成 24 年 6 月から西多摩衛生組合で行っていた、宮城県女川町からの災害廃棄物の受入れは、3 月末で終了しました。

ご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

※搬入量などの実績について詳しくは、西多摩衛生組合ホームページをご覧ください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 222

Q 教えて！

2 年間住んだ築 20 年の賃貸アパートを先月退去しました。入居時、壁紙も畳も古いままだったこと、部屋に傷などを付けていないことやきれいに使っていたことなどから敷金は全額返金してもらえらると思っていました。

しかし、家主から提示された敷金の返金額はあまりに少額で納得できませんでした。敷金から畳の表替えや壁紙の張替え代、ハウスクリーニング代など、高額な費用を差し引かれていました。契約書に「借主に原状回復義務がある」と書いてありますが、これらの費用を支払わなければならないのですか。

A お答えします！

賃貸アパートを退去する際、借主には原状回復義務がありますが、これは、住宅を入居時の状態に戻すという意味ではありません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、経年劣化や通常使用により生じた損耗による修繕費用は毎月の家賃に含まれているとされています。借主の

教えて！消費生活センター

賃貸住宅の敷金トラブル

問合せ

消費生活センター

☎ 555-1111 ☎ 641



故意、過失などで汚したり、壊したりした場合は元に戻す費用を負担することになります。この場合でも建物の価値は年々減少していくので、「経年劣化・通常損耗」を差し引いた分の負担をすればよいとされています。長く住めば負担割合も少なくなると考えられます。

通常の使用による損耗であれば、賃貸借契約で特約などの定めがない限り、修繕費用を支払う必要はありません。

相談者には「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の考え方を説明しました。契約内容や使用状況などにより個別に判断されるものなので、今回請求された費用の明細を貸主に提示してもらい、費目ごとに検討し貸主と話し合うよう助言しました。

アドバイス

○重要事項説明書や契約書をよく読んで、退去時に負担する修復範囲や敷金の返還条件を確認しましょう。

○入居前には仲介業者と一緒に室内を点検し、双方で確認しましょう。また、入居時の状態を日付入りの写真に残しておきましょう。

狂犬病予防定期集合注射

問合せ 環境保全課環境保全係^⑨ 226

犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法で義務付けられています。飼い主は必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

手数料

登録済みの場合 3550円（予防注射3000円、注射済票550円）

※3月に市から送付された「狂犬病予防注射済票交付申請書」（藤色）を持参してください。

新たに登録する場合 6550円（登録料3000円、予防注射3000円、注射済票550円）

注意事項

- 受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。
- 事前に送付した問診表に必要事項を記入し、持参してください。
- 犬が病気・妊娠中の場合、必ず注射前に獣医師に申し出てください。
- 生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。
- 事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる大人が連れて来てください。
- 犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。

犬の登録と注射

○犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

○狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月に接種（生まれてから91日以上犬を所有した最初の年は、30日以内に接種）しなければなりません。

もう一度考えよう！ 動物を飼うということ

「動物の愛護及び管理に関する法律」などにより、次のことなどが定められています。

終生飼養

○飼養する動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって終生飼養しなければなりません。

飼養および保管する動物の繁殖制限

○繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限をしなければなりません。「手術はかわいそう」と思う方もいますが、不妊・去勢手術をすると、性質がおとなしくなるなどのメリットがあります。

身元表示

○飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やそのほかの動物には名札などを付けましょう。

引き綱でつなぐ

○犬の散歩をするときは、引き綱（リード）できちんとつなぎましょう。

排せつ物の処理

○散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、オシッコをした時は水で流しましょう。

○ふんをしたときは家まで持ち帰るなど適正に処理しなければなりません。平成24年7月1日から、市の条例により犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合、5000円の過料に処します。

罰則

○犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の装着をしないときは、20万円以下の罰金となります。

○罰金は刑事罰です。罰金を支払うだけでなく、警察による逮捕、検察庁・裁判所への出頭、犯歴記録や犯罪人名簿への登載なども引き起こしてしまいます。

